

令和8年度版後期高齢者医療のご案内におきまして、以下のとおり一部記載内容に誤りがございましたので、ここに訂正し、深くお詫び申し上げます。

【該当箇所】 18 ページ

誤：450,700円

正：450,600円

保険料の納付方法

保険料は、お住まいの市町保険料徴収担当課に納めていただきます。

保険料の納付方法は、年金(介護保険料が引かれている年金)から天引きされる「特別徴収」と、納付書等で納める「普通徴収」があります。後期高齢者医療制度では、「特別徴収」による納付が原則となりますが、お住まいの市町保険料徴収担当課で特別徴収・普通徴収の決定を行います。

保険料徴収方法の判定例

老齢基礎年金80万円、老齢厚生年金200万円(年金合計280万円)を受給し、他に不動産所得が120万円ある方で、**介護保険料年額が140,000円(注)を年金から差し引かれている場合**

(注)介護保険料はお住まいの市町によって異なります。

①まず、上記の年金収入280万円、不動産所得120万円の場合、後期高齢者医療保険料等は **450,600円** となります。

②老齢厚生年金の受給額の方が多いため、特別徴収対象年金では、老齢基礎年金がもっとも優先されますので、老齢基礎年金の額をもとに徴収方法(特別徴収又は普通徴収)の判定をします。

③老齢基礎年金受給額(80万円)の2分の1の額※と、後期高齢者医療保険料等と介護保険料との合算額(450,700円)とを比較し、判定を行います。

450,600円 (後期高齢者医療保険料等+介護保険料) > **400,000円** (老齢基礎年金受給額(80万円)×1/2)

判定の結果、後期高齢者医療保険料等の徴収方法は普通徴収となります。

※お住まいの市町保険料徴収担当課における判定の際は、1回当たりの年金受給額に対して、実際に徴収される予定の1回当たりの介護保険料と後期高齢者医療保険料等の合計額が2分の1を超えるかどうかで判断します。

18 保険料

保険料額決定通知書

お住まいの市町税務担当課から提供される前年の所得情報をもとに算定された保険料は、広域連合において賦課決定を行い、毎年7月中旬頃にお住まいの市町保険料徴収担当課から保険料額決定通知書が送られてきます。

保険料額決定通知書に納付方法が記載されていますので、必ずご確認ください。

年度途中で75歳になった方など、新規に資格取得した場合は、資格取得日の属する月の翌々月に送られてきます。

特別徴収(年金天引き)

年金支給の際に、年金から天引きされます。(年6回)

仮徴収	4月 (1期)	6月 (2期)	8月 (3期)	前年の所得が確定するまでは、原則前年度の2月に天引きされた額と同額が天引きされます。
本徴収	10月 (4期)	12月 (5期)	2月 (6期)	前年の所得が確定した後、年間保険料額から仮徴収分を引いた額が、3期に分けて天引きされます。

※仮徴収については、6月又は8月に天引きする額が変更になる場合があります。

ご注意ください

○75歳になった方や、県外からの転入など、新規に資格を取得した方には、最初の一定期間は、納付書等で保険料を納めていただきます。(普通徴収)

納付方法が特別徴収に変更になる時期は、保険料額決定通知書でご確認いただくか、お住まいの市町保険料徴収担当課へお問い合わせください。

○国民健康保険料(税)の納付方法が特別徴収だった場合でも、最初の一定期間は納付書等で納めていただきます。

特別徴収を口座振替に変更できます

特別徴収の場合でも、希望する場合は、口座振替に変更することが可能です。

お手続きなど詳しくは、お住まいの市町保険料徴収担当課へお問い合わせください。

※特別徴収から納付書による納付への変更はできません。

※口座振替に変更後、滞納が続いた場合は、特別徴収へ戻ることがあります。

保険料 19